

## 第5 国保へき地診療所の運営に対する助成

### 1 対象となるへき地国保診療所

(1) 第1種へき地診療所（次のア又はイのいずれかに該当するもの）

ア 過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法小笠原諸島振興対策措置法、沖縄振興特別措置法の指定地域内（以下「特定地域」といいます。）に所在する診療所であって、その施設から通常の交通機関を利用して30分以内に他の医療機関（注）がないもの。

（注）他の医療機関が、次のような場合には、除外して判断して差し支えないこととされています。

①対象となる医療機関の診療日数が週3日以下で、常時一般診療が行われていない場合

②対象となる医療機関の診療実態が極めて不規則で、通常の医療機関の機能を果たしていない場合

③対象となる医療機関が専門的診療科目（歯科、精神科、産婦人科、眼科等のみ）を診療している場合

イ 特定地域以外の地域内に所在する診療所であって、30分以内に他の医療機関がなく、かつ、当該診療所を中心としておおむね半径4km以内に他の医療機関がないもの。

(2) 第2種へき地診療所

第1種へき地診療所に該当しない診療所であって、当該診療所を中心としておおむね半径4km以内に他の医療機関がないもの。

### 2 助成金

[1月1日から12月31日までの間の支出合計額] - [同期間の収入合計額]の額と別に定められる「基準額」を比較して、

第1種へき地診療所は、いずれか低い方の額の  $2/3$  以内の額

第2種へき地診療所は、いずれか低い方の額の  $1/2$  以内の額 となっています。

（注） 交付申請書は、令和2年1月17日までに厚生労働省へ提出(都道府県を経由)する必要があります。